

第5章 特許料等の料金改定

1. 改正の必要性

(1) 各料金の設定に係る基本的考え方

特許特別会計は、収支相償の原則の下、出願人からの特許料等の収入により、審査等の実務に要する経費を支弁する仕組みとなっており、中長期的に収支が均衡する仕組みにより運営されている。

特許特別会計において、歳入額は出願料、審査請求料、特許料等の合計により賄っており、各種手続に係る料金は、以下のような観点から規定されている。

① 出願料

出願料は、出願に係る事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料であり、特許法の目的である発明奨励等の観点から、実費を下回り、容易に出願できる程度の水準に政策的に設定されている。

② 出願審査請求料

出願審査請求料は、審査の費用に対する対価として徴収される手数料である。出願審査請求制度は、特許出願のうち特許性や事業性に乏しいものについて、出願人が審査請求の要否を精査することにより、特許審査制度全体を円滑化・適正化するという趣旨で創設されたものであるが、出願人の負担も考慮し、実費を下回り、出願人に適正な審査請求行動を促す程度の水準に政策的に設定されている。

③ 特許料・登録料

特許料・登録料は、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下同じ。）を付与する対価として徴収される料金であり、具体的に個別の経費に対応して決定されるものではなく、特許特別会計の収支相償の原則から、出願料等の他の料金収入と合わせて、全体として特許行政に係る総経費を支弁するように設定されている。

④ 国際意匠・国際商標登録出願に係る手数料

国際意匠・国際商標登録出願において、海外の出願人が出願先として日本国を指定した場合に、その者が日本国特許庁に対して納付する個別手数料である。日本国が指定された場合は、通常国内の意匠・商標登録出願と同様に、日本国特許庁において、出願された意匠・商標の審査・登録が行われるため、国内の意匠・商標登録出願の出願料、登録料に相当する金額がそれぞれ設定されている。

⑤ PCT国際出願に係る手数料

PCTに基づき国際出願を行う出願人は、出願時に国際出願手数料・送付手数料・調査手数料を支払う。また、出願人が国際予備審査を請求する場合には予備審査手数料・取扱手数料を支払う。

これらの手数料のうち、調査手数料、予備審査手数料は、日本国特許庁が行う調査等の費用に対する対価として徴収される手数料であり、国際出願を促す程度の水準に政策的に設定されている。

(2) 改正の必要性

① 特許料等の引上げ

特許料等は、特許特別会計が歳入超過であることを踏まえ累次に引き下げられてきたところ、近年、審査負担の増大等により歳出が増加し、特許特別会計の財政状況が逼迫^{ひっぱく}している。

特に、今後5年程度の歳出・歳入の見通しを踏まえると、今後のデジタル化に柔軟に対応するためにも、歳入全体に占める割合が大きい特許料・商標登録料の引上げが不可欠である。

② PCT国際出願に係る手数料の引上げ

現在のPCT国際出願に係る手数料は、国際出願を奨励するという政策的な目的から実費を下回る水準に設定されているところ、近年は、PCT国際出願件数が順調に増加しており、また、国際的に見ても日本の料金水準は米国・欧州に比して低額であることを踏まえ、なお実費を下回る水準としながらも、今後は、制度利用者に一定の負担を求めることが適切である。

③ 特許料等の具体的な金額の政令委任

特許特別会計は、必要な費用を受益者の負担により賄うため、特許行政サービスの利用者であり費用の負担者である出願人等の意向を適切に反映することが必要である。そのため、例えば今回の料金改定を通じて将来的に特許特別会計の収支に余力が生じた場合には、柔軟に料金を引き下げる等の対応を可能とすることが適切である。

出願料・出願審査請求料については、具体的な金額を政令に委任しているのに対して、特許料等については具体的な金額を法定していることに起因して、柔軟性が低い状態であるところ、これを改める必要がある。

2. 改正の概要

上記を踏まえ、特許料等を引き上げるとともに、金額の上限を法定した上で、具体的な金額は政令において定めることとした。

3. 改正条文の解説

(1) 特許料等の見直し

◆特許法第107条第1項

(特許料)

第七十条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第四項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、六万千六百円を超えない範囲内で政令で定める額に一請求項につき四千八百円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額を納付しなければならない。

表（削る）

2～5（略）

特許法第107条は、特許料について規定したものである。

本改正前は、年限の区分けを設け、区分けごとの特許料の金額について表形式で規定していたところ、製品のライフサイクルが短縮化するなど、企業等の事業の収益化までの期間は多様になっており、また、特許特別会計の財政状況に鑑み、柔軟に特許料の金額を引き下げることを可能とし、それにより利用者の利便性を向上させることが必要となっていることから、本改正によって当該表を削り、上限額のみを法定した上で、具体的な特許料の金額は、政令で定めることとした。上限額については、過去の料金水準を踏まえ、全体として特許行政に係る総経費を支弁し、中長期的な収支均衡を図るため、平成20年6月から平成28年3月までに法定されていた第10年から第25年までの特許料と同額に設定した。

◆実用新案法第31条第1項

(登録料)

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、一万八千百円を超えない範囲内で政令で定める額に一請求項につき九百円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額を納付しなければならぬ。

表 (削る)

2～5 (略)

実用新案法第31条は、実用新案登録料について規定したものである。

実用新案登録料は、歳入全体に占める割合が小さく、料金引上げによる歳入全体への影響が小さいことから、本改正前の法定金額の最高金額を上限額に設定した上で、具体的な金額を政令に委任することとした。なお、特許法第107条第1項の改正と同様の趣旨に基づき、年限の区分けを設け、区分けごとの実用新案登録料の金額について規定する表は削ることとした。

◆意匠法第42条第1項

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、一万六千九百円を超えない範囲内で政令で定める額を納付しなければならない。

一 (削る)

二 (削る)

2～5 (略)

意匠法第42条は、意匠登録料について規定したものである。

意匠登録料は、本改正前の料金が国際的に高額であることから、本改正前の法定金額の最高金額を上限額に設定した上で、具体的な金額を政令に委任することとした。なお、特許法第107条第1項の改正と同様の趣旨に基づき、年限の区分けを設け、年限ごとに分けて定めていた現行第1項第1号・第2号意匠登録料の金額は、上限額（現行の第4年から第25年までの金額の登録料と同額とした）のみに一本化することとした。

◆商標法第40条第1項及び第2項

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万二千九百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分(指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、四万三千六百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3～6 (略)

商標法第40条は、商標の設定登録料及び更新登録料について規定したものである。

過去の料金水準を踏まえ、全体として特許行政に係る総経費を支弁し、中長期的な収支均衡を図るため、平成20年6月から平成28年3月までに法定されていた金額と本改正前（平成28年4月から本改正法施行まで）の料

金の中間の金額を上限額に設定した上で、具体的な金額を政令に委任することとした。これは、国際的な料金水準と比較して、日本における料金水準が国際的に高額とならないよう、特許に比べて引上げ幅を抑制したものである。

◆商標法第41条の2第1項及び第7項

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、一万九千百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、一万九千百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2～6 (略)

7 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、二万五千四百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万五千四百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

8・9 (略)

商標法第41条の2は、商標登録料の分割納付について規定したものである。分割納付による設定登録料及び更新登録料については、一括納付による

設定登録料及び更新登録料と同じ割合で引き上げた額を上限額に設定した上で、具体的金額を政令に委任することとした。

◆商標法第65条の7第1項及び第2項

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万二千九百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万七千五百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 (略)

商標法第65条の7は、防護標章登録に基づく権利の登録料について規定したものである。

防護標章登録に基づく権利の登録料については、設定登録料及び更新登録料と同じ割合で引き上げた額を上限額に設定した上で、具体的金額を政令に委任することとした。

(2) 国際意匠・国際商標登録出願に係る手数料の見直し

◆意匠法第60条の21第1項及び第2項

(国際意匠登録出願の個別指定手数料)

第六十条の二十一 国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定第七条(2)の個別の指定手数料（以下「個別指定手数料」

という。)として、一件ごとに、十万五百円を超えない範囲内で政令で定める額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

2 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録についてジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新をする者は、個別指定手数料として、一件ごとに、八万四千五百円を超えない範囲内で政令で定める額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 (略)

意匠法第60条の21は、国際意匠登録出願の個別指定手数料について規定したものである。

本条第1項に規定される出願料・登録料相当分の個別指定手数料の金額は、意匠法第67条別表第1号に定める出願料及び意匠法第42条第1項に定める設定登録料(設定登録の日から5年分)を基に設定され、本条第2項に規定される更新登録料相当分の個別指定手数料の金額は、意匠法第42条第1項に定める登録料(設定登録の日から数えて第6年から第10年までの5年分)と同額に設定されている。国内出願料の本改正前の法定金額及び国内意匠登録料の改正後の法定金額を基にした額を上限額に設定した上で、具体的金額を政令に委任することとした。

◆商標法第68条の30第1項及び第5項

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料(以下「個別手数料」という。)として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

一 六千円を超えない範囲内で政令で定める額に一の区分につき一万五千円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額に相当する額

二 三万二千九百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額に相当する額

2～4 (略)

5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、四万三千六百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

6 (略)

商標法第68条の30は、国際商標登録出願の個別指定手数料について規定したものである。

本条第1項に規定される個別手数料は、商標法別表第1号に定める出願料及び商標法第40条第1項に定める設定登録料に、本条第5項に規定される個別手数料は商標法第40条第2項に定める更新登録料に、それぞれ相当するものであることから、国内出願料の本改正前の法定金額及び国内商標登録料の改正後の法定金額を基に引き上げた額を上限額に設定した上で、具体的金額を政令に委任することとした。なお、改正法第5条により、改正前においては、出願料相当分の個別手数料と、登録料相当分の個別手数料を別に納付することとしていたが、これらを一括して納付する方式に改めた。詳細は、「第9章 国際商標登録出願における商標登録手数料の二段階納付の廃止及び登録査定の際の送達方法の見直し」を参照されたい。

(3) PCT国際出願に係る手数料の引上げ

◆特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第18条第2項

(手数料)

第十八条 (略)

2 次の表の第二欄に掲げる者は、それぞれ同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額に同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額の手数料を納付しなければならない。

一	特許庁が国際調査をする国際出願をする者 イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 ロ 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合	一件につき <u>十七万円</u> 一件につき <u>二十四万九千円</u>	条約第三条(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局(条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に係るものの金額として政令で定める金額
二	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	一件につき <u>一万八千円</u>	条約第三条(4)(iv)の手数料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
三	(略)	(略)	(略)

3 (略)

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第18条は、日本国特許庁が国際調査等をする国際出願をする者等が納付しなければならない手数料を定めたものである。

日本国特許庁が国際調査をする国際出願をする者に係る手数料のうち、外国語でされた国際出願については、直近の実費に相当する額を上限額とすることとした。日本語でされた国際出願については、外国語と同程度引き上げた額を上限額とすることとした。

また、日本国特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者に係る手数料について、直近の実費に相当する額を上限額とすることとした。

(4) 特許料等の減免期間の政令委任

◆特許法第109条

(特許料の減免又は猶予)

第九十九条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七十条第一項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

◆特許法第109条の2第1項

第九十九条の二 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第七十条第一項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2・3 (略)

◆実用新案法第32条の2

(登録料の減免又は猶予)

第三十二条の二 特許庁長官は、第三十一条第一項の規定により登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

特許法第109条、第109条の2及び実用新案法第32条の2は、特許料又は実用新案登録料の減免、猶予について規定したものである。

本改正により、特許料及び実用新案登録料について金額の上限を法定した上で、具体的な金額を政令に委任することに伴い、減免期間も政令に委任することとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する（改正法附則第1条）。

(2) 経過措置

◆改正法附則第10条

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特許法第一百七条第一項、実用新案法第三十一条第一項、意匠法第四十二条第一項並びに第六十条の二十一第一項及び第二項、商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項及び第五項並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第二項の表一の項第三欄及び二の項第三欄の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

料金改定後も経済情勢や料金改定に伴う出願動向等を適切に把握し、将来的に特許特別会計の収支に余力が生じる場合は、機動的に料金を引き下げるなど、柔軟に見直しを行い、実態に即した料金水準としていく必要がある。本改正により、特許料等については、法定上限を設けた上で具体的な金額は政令に委任することになるため、料金改定については、法定上限の範囲内で政令において対応することが可能となるが、その運用状況や、上限額の適切性等についての定期的な検証が求められることには変わりなく、料金体系の柔軟な見直しを行うため、見直し条項を規定した。